

国庫補助金の配分方式について

——地理的分配よりの接近——*

田 平 正 典

第1節 はじめに

このノートの目的は、地方団体間の公平の観点から日英の国庫補助金配分方式を検討することにある。¹⁾ 国から地方への補助金の政府支出に占める比率は、1982年現在、日本で約19%、英国で約16%に昇り、補助金総額および各地方団体への配分方式は補助金の地域配分、すなわち地方団体間の公平の問題に影響するであろう。特に、日英の補助金配分方式はかなり類似している点もあり、両者の異同を明らかにすることは、日本での地方交付税および国庫支出金制度の将来の方向を検討するうえでも若干の意義があるように思われる。

そこで、以下の順序でこの問題への接近を図りたい。まず、次節で1967年以降の英国のレイト援助交付金制度、および1980年の地方団体・計画および土地法を基礎とする新制度を概観する。そして第3節で、補助金配分方式と地域間（地方団体間）の公平指標との関係を検討する。最後に第4節で、日英の補助金配分方式および全体としての補助金制度の異同を考察したうえで、特に、日本の補助金配分目的と実際の配分方式の整合性について、われわれ

*) 小論は本学1983年度の海外研修中の研究を基礎としている。まず留学期間中、筆者の研究レポートを暖く御指導下さったレディ・ヒックス（オックスフォード大学）に感謝したい。また討論の機会を得た、故プレスト教授（ロンドン大学）、ピーコック前学長（バッキンガム大学）、ベネット博士（ケンブリッジ大学）に感謝する。さらに、帰国後（1984年6月）、日本財政学会近畿部会での筆者の報告に対して有益なコメントを頂いた諸先生方に謝意を表したい。

1) 以下で英国の制度という場合、イングランドとウェールズにおける制度を意味する。

自身の提言を試みたい。

第2節 レイト援助交付金の動向

本節では、イングランドとウェールズにおけるレイト援助交付金制度を概観したあと、1967年度より1982年度までのこの動向をみる。その後、1980年法による改正点とその意義を検討する。

周知のように、英国の国庫補助金は、1958年の一般補助金 (General Grant) の制定および1966年法のレイト援助交付金の創設により、地方団体への一般補助金として定着している。環境大臣と財政研究所 (Chartered Institute of Public Finance) が国から地方への補助金関連支出 (Relevant Expenditure)、およびこれに対する補助率を決定することにより、総国庫補助金 (Aggregate Exchequer Grant) が決定される。この総国庫補助金より警察、地方裁判所などに対する特定補助金 (Specific Grants)、および運輸・補足的補助金 (国立公園など) を減じた額がレイト援助交付金であり、これが一定の配分方式によって地方団体へ配分されるわけである。1967年以降、このレイト援助交付金として住居レイト軽減補助金のほか、資力要素 (resources element) と需要要素 (needs element) が別個に地方へ配分されていたが、1980年法により、このうち資力要素と需要要素とが統合され、このため新レイト援助交付金は単一・包括補助金 (Unitary Block Grant) とよばれる。資力要素と需要要素を分離する配分方式とそれらを統合した配分方式とでは当然、地方団体間の分配効果が異なるであろう。

ここで、国が決定する補助金関連支出 (grant-related expenditure) や総国庫補助金、さらにレイト援助交付金や特定補助金が総国庫補助金に占める比率の動向が〔表1〕に示されている。

〔表1〕より、関連支出、総国庫補助金、レイト援助交付金の実質値のいずれもが1975年度以前で上昇傾向、1976年度以降は下降傾向を示していることがわかる。²⁾ また、レイト援助交付金の総国庫補助金比率は、特定補助金や運輸・補足的補助金それぞれの総国庫補助金比率と比較すると相対的には

表1 イングランドとウェールズにおける地方団体の補助金 (1978年価格)

財政年度	総国庫補助金 (百万ポンド)	関連支出 (百万ポンド)	関連支出の総国庫補助金比率 (%)	レイト援助交付金(RSG) (百万ポンド)	RSGの総国庫補助金比率 (%)	特定補助金の総国庫補助金比率 (%)	運輸・補足的補助金の総国庫補助金比率 (%)
一般補助金 1966年度	4,014	4,684	80.5	2,556	68.1	31.9	—
1967	4,587	8,485	54	4,162	90.7	9.3	—
1968	4,983	9,049	55	4,525	90.8	9.2	—
1969	5,396	9,618	56	4,956	91.8	8.0	—
1970	6,269	10,995	57	5,755	91.8	8.2	—
1971	6,509	11,319	57.5	5,977	91.8	8.2	—
1972	7,551	13,021	58	6,952	92.1	7.9	—
1973	7,736	12,914	60	6,989	90.3	8.1	—
1974	9,978	15,294	60.5	9,198	92.1	9.9	0.04
1975	11,914	17,877	66.5	10,384	87.1	8.4	4.5
1976	10,659	16,711	65.5	9,203	86.3	9.0	4.7
1977	9,334	15,326	60.9	8,009	85.7	10.5	3.8
1978	9,186	15,157	60.6	7,844	85.4	11.0	3.6
1979	9,517	16,364	58.1	7,966	83.7	12.6	3.7
1980	9,773	16,621	58.8	8,180	83.7	12.7	3.7
1981	8,263	13,866	59.6	6,904	83.6	12.7	3.7
1982	8,301	14,538	57.1	6,797	81.9	14.2	3.9

出所: Bennett, R. J. (1982), p. 76.

大きいですが、レイト援助交付金の実質値の低下が総国庫補助金のそれよりも大きかったために、1974年以降でその比重が下落していることは特徴的である。逆に特定補助金の総国庫補助金比率について、1975年以降の増加傾向が伺える。

そして、レイト援助交付金の内訳が、[表2]に示されている。

[表2]より、1975年以降、レイト援助交付金総額の実質値は下落しているが、需要要素と資力要素がそれぞれ全体に占める比重をみると、1973年度以降、需要要素の比重は減少し、資力要素の比重が増加してきたことがわかる。また住居レイト軽減補助金の全体に占める比率は低いうえ、1977年以降その

2) 地方団体の歳出の実質値にも同様の傾向がみられ、1976年度以降、この減少度が相対的に大きいため、関連支出の地方歳出総額比率には上昇傾向が伺える。

表2 イングランドとウェールズにおけるレイト援助補助金の要素間の配分

財政年度	レイト援助交付金						
	百万ポンド 1978年価格				(%)		
	計	包括補助金			包括補助金		
需要		資力	住居	需要	資力	住居	
一般補助金 1966年度	2,628	—	—	—	—	—	—
1967	4,162	3,409	678	75	81.9	16.3	1.8
1968	4,525	3,653	720	152	80.7	15.9	3.4
1969	4,956	4,007	725	223	80.8	14.6	4.6
1970	5,755	4,631	817	306	80.5	14.2	5.3
1971	5,975	4,875	819	322	80.9	13.7	5.4
1972	6,952	5,654	925	363	81.3	13.5	5.2
1973	6,989	5,622	932	435	80.4	13.4	6.2
1974	9,198	5,990	2,272	936	65.0	24.7	10.3
1975	10,384	6,259	3,014	1,110	60.3	29.0	10.7
1976	9,203	5,580	2,687	936	60.6	29.2	10.2
1977	8,010	4,857	2,340	813	60.6	29.2	10.2
1978	7,810	4,767	2,297	746	61.0	29.4	9.6
1979	7,966	4,912	2,367	687	61.7	29.7	8.6
1980	8,180	5,104	2,458	617	62.4	30.0	7.5
1981	6,840	6,313		527	92.3		7.7
1982	6,797	6,328		469	93.1		6.9

出所: Bennet, R. J. (1982), p. 79.

比重は下落している。

次に、1981年度よりの新制度について、第1に、上で述べた需要要素と資力需要を統合したこと、第2に、国が補助金関連支出および補助金関連税率を規定して、すべての地方団体に対して直接的に補助金を給付したことを指摘できる。この補助金関連支出は、地方団体の機能であるとみなされる概念上の歳出であると定義されている。また、補助金関連税率は、(a)地方団体の支出総額と補助金関連支出の比率、または、(b)地方団体の1人あたりの支出と1人あたりの補助金関連支出の差額、に関連する税率であると規定されて

いる。³⁾ これらの関連支出および関連税率は、それぞれ、日本の地方交付税制度における基準財政支出、および標準税率に相当するものと考えられる。

第3の新たな試みとして、地方への補助金配分に際して、地方の純支出が特定閾 (threshold) を超過すると補助金が減額されることを意味する先細り方式 (tapering term) が設定されたことがある。この措置は、明らかに地方団体の歳出を補助金関連支出に近づけるためのものであり、直接的に補助金配分額に影響するとともに、地方団体の歳出についての裁量の程度、ひいては地方の自律性 (autonomy) に関わるものである。

ところで、環境省は、上での補助金関連支出と実際の地方団体の歳出の乖離の程度および地方団体間の税率の相異を指摘しており、これには補助金削減措置の必要性を根拠づける意図があるように見える。これを示したものが〔表3〕である。

〔表3〕より、補助金関連支出を超える地方団体の歳出額の比率について、6つの大都市圏県ではいずれもが10%以上超過しており、内部ロンドン特別区および大都市圏市の団体間でこの比率のばらつきが大であることがわかる。また、関連支出を超す1人あたりの歳出額についても、内部ロンドン特別区および大都市圏市のなかでの団体でこの値の乖離が大であること、および外部ロンドン特別区の上位支出団体の支出額も相対的に大きい。さらに、地方団体間の税率は外部ロンドン特別区および大都市圏の市で大きな差がみられ、非大都市圏の県や大都市圏の県、および内部ロンドン特別区の団体間の差は相対的に小さいことがわかる。

このような地方団体間でのばらつきに関して、地方の歳出が補助金関連支出を大幅に超過する団体では必然的にその税率が高くなり、当該団体の市民に対する財政責任を欠くことになるので、国がその団体の歳出を統制し、直接的に市民に対する財政責任を果すことが望ましいとの判断があるように思

3) 補助金関連支出および関連税率については、*Local Government, Planning and Land Act 1980, H. M. S. O., p. 55.* を参照。

表3 地方団体の歳出の最高値と最低値

	歳出が関連 支出を超え る比率(%)	関連支出を超過 する1人あたり 歳出額 (£)	税 率 (ポンドあ たり税込)
非大都市圏県			
最上位団体	10	32	168.0
2位	8	30	170.0
3位	6	22	150.1
(下位)37位の団体	-4	-12	134.0
38位	-4	-12	125.0
39位	-4	-15	131.0
大都市圏県			
1位	76	56	75.8
2位	32	28	59.4
3位	22	27	54.5
4位	22	17	45.7
5位	19	15	46.0
6位	13	10	43.6
外部ロンドン特別区			
最上位団体	37	171	210.3
2位	23	102	191.3
3位	10	80	136.9
(下位)18位	-1	-2	95.0
19位	-2	-6	97.6
20位	-6	-21	76.2
内部ロンドン特別区			
最上位団体	65	234	78.5
2位	64	114	99.1
3位	61	164	67.6
(下位)10位	7	21	26.4
11位	-1	-2	24.5
12位	-6	-13	20.1
大都市圏市			
最上位団体	31	104	216.3
2位	26	84	198.8
3位	26	107	204.0
(下位)34位	-6	-20	114.0
35位	-6	-24	110.5
36位	-8	-24	120.7

出所: Rates, Department of the Environment Welsh Office, H. M. S. O., 1983.,
cmnd 9008, p. 9.

われる。しかし、この点について、地方の歳出が関連支出を超過する場合でも、その歳出超過が地域特性（たとえば、必然的に特定のニーズが高い場合など）によるものか否か、住民の支持の有無、あるいは国の関連支出の算定の妥当性などを検討しなければならないであろう。

次節で、補助金配分方式と地域間の公平指標の関係を考察したい。国から地方への特定の補助金配分方式は、無論、地域間の再分配に影響することになり、逆に特定の配分方式は何らかの地域間公平指標と関係するであろう。

第3節 地域間の公平指標と補助金配分方式

本節では、地方団体間の公平の概念を具体化し、これに対応する補助金配分方式を導きたい。これは日英の補助金配分方式の異同を考察する基礎となり、また、次節で日本の補助制度の目的と配分方式の整合性を検討するためにも有益であろう。

いま、第 i 地方の団体の税収を T_i で表わし、課税ベースを B_i で表わすことにすると、当該団体の税率は $t_i = T_i/B_i$ で表わすことができる。⁴⁾ また、国から当該団体への補助金 G_i を含む団体 i の歳出額を E_i で表わすことにし、さらに地方団体の借入れがないものとするれば、 $E_i = T_i + G_i$ が成り立つ。そして、地方の歳出 E_i は当該団体が供給するサービス水準 X_i とサービス1単位あたりの費用 C_i との積であると想定すれば、 $E_i = C_i X_i$ である。つまり、 $E_i = C_i X_i = T_i + G_i = t_i B_i + G_i$ が成立する。

さらに、政府が目標とする標準団体の税収を $\bar{T} = \bar{t}\bar{B}$ 、歳出を $\bar{E} = \bar{C}\bar{X}$ で表わすことにする。⁵⁾ いま、この標準団体は政府からの補助金が配分されなくても収支均衡する団体であると想定すれば、 $\bar{E} = \bar{T}$ である。そして、この団体の税率を \bar{t} で表わすものとする。

4) 税収や課税ベース、歳出その他の変数は、1人あたりの水準で表わされている。

5) 標準団体の歳出 (E) や歳入 (T) などについて、2つの解釈が可能である。その第1は、国が唯一の水準を設定して、すべての地方団体の歳出や歳入をそれに近づけようと試みる場合である。第2は、個々の地方団体について、国が望ましいと判断する水準を設定する場合である。以下では前者を前提として検討する。

以上を前提に、いま地域間の公平の目標として地域の課税ベースの均等化を考えると、団体 i では $E_i = t_i B_i + G_i$ 、標準団体で $\bar{E} = \bar{t} \bar{B}$ が成立し、 $B_i = \bar{B}$ となる均等化を想定したことより地方団体 i への補助金配分方式は、

$$G_i = E_i - (t_i / \bar{t}) \bar{E} \dots \dots \dots (1)$$

となる。この方式は、地方団体の実際の支出と標準的支出（税率で加重した値）の差を補填することを意味している。しかし、この方式のもとでは、第1に地方団体の歳出が大きいほど国から補助金が大きくなる、いわゆるフィードバック効果をもつこと、第2に、地方団体がその税率を高めると、(1)式右辺の第2項にみられるように補助金が減額される要因が含まれることより、徴税努力を損う欠陥がある。⁶⁾

次に、地方のサービス水準の均等化 ($X_i = \bar{X}$) を目標とすれば、配分方式は、

$$G_i = (C_i / \bar{C}) \bar{T} - T_i \dots \dots \dots (2)$$

で表わすことができる。これは、標準税収に対する不足額（単位費用で加重した値）を補填する方式になる。この方式は地域間のサービス・コストの差を考慮するものであるが、先の方式と同様、徴税努力に対して負の誘因をもつ。

また、同様に、地域間でのサービス・コストの均等化を目標とする配分方式は、

$$G_i = (X_i / \bar{X}) \bar{T} - T_i \dots \dots \dots (3)$$

となり、これは標準的税収に対する不足額（サービス水準で加重した値）を補填する方式を意味する。この場合も徴税努力に対して負の誘因をもつが、サービス水準を高めるほど補助金額は大きくなる。

さらに、地域間での税率の均等化を目標とする配分方式は

$$G_i = E_i - \bar{t} B_i \dots \dots \dots (4)$$

と表わすことができる。この方式は、地方団体の実際の歳出額と標準税率を

6) 無論、(1)式右辺の第1項にみられるように、税率を高めることによる歳出増加が補助金を増加させる効果もある。

適用した地方団体の税収との差を補填するものであり、課税ベースが上昇すれば補助金は減額される効果がある反面、課税ベースの増加が歳出増加をもたらす場合には補助金額は上昇する（つまり、フィードバック効果が作用する可能性がある）。

以上の他にも地域間の公平の指標のとり方によってそれらに対応する補助金配分方式が異なり、そのため地方団体に異なったインセンティブがもたらされることがわかる。⁷⁾ また、上での簡単な形式化のなかで、次の2点は注意を要する。第1は、各地方団体の税率 t_i に関して、各団体の任意の税率と課税ベースによる税収が決定されて補助金が外生的に与えられると、地方の歳出が自動的に決定されること、または、当該団体の歳出が決定され、補助金が外生的に与えられた結果として、税率が自動的に決まることを想定していることである。第2は、地方団体の課税ベースに関して、各々の地方団体の課税ベースの算定を国が行うか、地方団体が行うかで分配効果が異なることである。後者の場合、配分方式によっては地方団体に補助金獲得のための誘因を与えることになるであろう。

最後に、英国のレイト援助交付金配分方式を形式化し、若干の論点を指摘したい。まず、1967年度より1980年度までの英国の各団体への配分方式は、

$$G_i = (\bar{B} - B_i)t + (N_i - \bar{N})\bar{M} \dots \dots \dots (5)$$

と表わすことができる。但し、 N_i は団体 i のニーズの大きさ、 \bar{N} は標準団体のニーズを表わすものとし、 \bar{M} はニーズ 1 単位あたりの補助額を示すものとする。ここで、(5)式の第1項はレイト援助金のうちの財源要素に対応しており、第2項は需要要素に対応するものである。また、容易に確かめられるように、第1項の財源要素は標準税率を用いた歳出の均等化 ($G_i = \bar{T} - T_i$) を意味する。そして、1981年度よりの各地方団体への配分方式は、需要要素と資力要素の統合、標準税率の適用、および先細り方式 (\bar{K}) を前提として、

7) たとえば、Bennett, R. J. (1982), Le Grand, J. (1975), 山下和久 (1981) などを参照。

$$G_i = E_i - \bar{K}tB_i \dots\dots\dots (6)$$

で表わすことができる。ただし、 \bar{K} は通常は1であるが、地方団体の歳出額が関連支出よりも大きくなり、さらに特定閾を超えると \bar{K} が急激に上昇して地方の補助金が削減されることを表わす。また、地方団体の実際の支出と国からの補助金に関して、地方団体の歳出 (E_i) が関連支出の特定閾に至るまでは実際の支出がそのままニーズと認められるが、その特定閾を過すと地方の歳出が直ちにはニーズとみなされず、補助金が削減されるため、地方の歳出が影響を受ける。

上の(6)式に示されている新制度の配分方式は、先細り方式の部分を除けば先の(4)式と同じものであり、したがって、新制度による配分方式は、地域間の税率の均等化を目標としていることがわかる。税率の均等化に関して、地方団体は、その課税ベースに当初の税率を適用して税収を得たうえで予想される補助金をも考慮して歳出を決定すると思われるが、実際に受取る補助金額が予想していた額と異なる場合には最終的な税率は変更せざるを得ない。実際、第2節の〔表3〕でみる限り税率は地域で相当異なっており、英国の地方団体はその税率の決定にかなりの裁量の余地をもっていることが推察される。

第4節 補助金配分の目的と方式

本節で、第1に、日英の補助金制度全般の比較を試みる。第2に、日本について補助金配分方式とその目標との整合性を検討したい。

まず、日本の地方交付税制度について、補助金総額は国税3税の32%と定められており、この点は環境大臣の裁量によって各年度の補助金総額が決定される英国の制度と大いに異なる。これを源資として各地方団体の基準財政需要（補助金関連支出、 \bar{E} ）と基準財政収入（補助金関連収入、 tB_i ）の差額が補填されることより、補助金配分方式は、

$$G_i = \alpha(\bar{E} - tB_i) \dots\dots\dots (7)$$

であると考えられる。ただし、 α は、各地方団体の基準財政需要と基準財政

収入の差額の合計が国の補助金総額に一致するための調整係数を表わすものとする。課税ベースの算定は日・英ともに国の算定に基くことを考慮すればこの配分方式は基本的には英国の新レイト援助交付金の配分方式に類似しているかにみえる。しかし、日本の地方交付税制度では各団体の基準財政需要(\bar{E})は国により算定され、各地方団体の実際の支出と独立していると考えられるのに対して、英国の補助金制度では、各地方団体の歳出が国の補助金関連支出(GRE)以下であれば、実際の歳出(E_i)に対して補助金が給付される点異なる。また、日本では先細り方式による補助金削減措置は採用されていない。

全体としての補助金制度については、日本と英国とで以下の点が特徴的である。第1に、日英両国ともに、地方団体の歳入に占める国庫補助金の比率が高いことである。1980年度でその比率は、日本で約40%、英国で約50%である。⁸⁾ 第2に、補助金・歳入比率の内訳をみると、日本では、英国のレイト援助交付金に相当する地方交付税の比率が約18%であり、国庫支出金(特定補助金)の比率が約21%であるのに対して、英国では、レイト援助交付金の比率が約40%、特定補助金の比率が10%である。⁹⁾ 第3に、国の補助金総額について、日本では、国税3税の32%と規定されているのに対して、英国では、環境大臣の裁量によってそれが決定されるため、英国の制度では政治的要素が極めて大きいと判断される。そして、その政治的要素は、当然、国と地方の歳出のシェアに影響するであろう。第4に、英国ではすべての地方団体に対してレイト援助交付金が与えられるのに対して、日本の地方交付税制度では、たとえば昭和57年度の場合、東京都など4府県は不交付団体であり、すべての団体に補助されるわけでないことである。この点に関して現在の国庫補助金制度では、日英ともに、標準支出や標準収入についての国の算定がその根幹となっており、しかもそれらは国の裁量によるところが大きい

8) ただし、英国については経常勘定についての比率で、資本勘定についての比率は約8%である。Byrne, T. (1983). p. 194. を参照。

9) Byrne, T. (1983). p. 193.

ことを示している。

最後に、日本の補助金制度について、補助金の目的と配分方式の整合性を検討したい。まず、第1に国から地方への補助金配分の根拠として、通常、地方交付税については、地方団体の財政能力の均等化によって一定の行政水準を確保できるよう財源を保障することであるといわれる。この点については、地方団体の財政力格差の是正を目標とするか、一定の行政水準の確保を目標とするかで補助金の配分方式が異なる。前節で考察したように、財政力格差を是正する場合、税収の均等化を目標とする補助金配分方式は、 $G_i = E_i - \bar{E}$ となり、一方、課税ベースの均等化の場合には、 $G_i = E_i - (t_i/\bar{t})\bar{E}$ となる。また、一定の行政水準を確保しようとする場合は、サービス水準の均等化を目標とすることより、配分方式は、 $G_i = (C_i/\bar{C})\bar{T} - T_i$ となる。また、国庫支出金の目的として、通常、国からの委任事務の遂行や地方団体が行う事業の奨励、あるいは、地方団体間のスピルオーバーの調整があげられる。このように、地方団体の裁量的支出（地方の事業の奨励、スピルオーバーの調整）および、非裁量的支出（国からの委任事務）が区別されることなく、補助の対象になっているわけである。これらの異なった補助金目的に対応する配分方式が必要であろう。

そこで、われわれは次のように考えたい。つまり、補助金の目的を2つは分け、第1は、全国水準でのサービスの均等化を図ることであり、そのための財源保障である。これは、非裁量的支出に対する補助であり、特定（条件付）定額補助金が望ましい。そして、これに対応する補助金配分方式は、歳出均等化を目標とする方式、 $G_i = \bar{T} - T_i$ 、または、サービス水準の均等化を図る方式、 $G_i = (C_i/\bar{C})\bar{T} - T_i$ が適切であろう。第2は、地方団体のニーズに応じた補助金の配分を目的とするもので、これは地方の裁量的支出への援助を対象にする。これに属する支出に対しては、一般（条件なし）定率補助金が適切であろう。この目的に対応する配分方式として、課税ベースの均等化を目標とする方式、 $G_i = E_i - (t_i/\bar{t})\bar{E}$ が基本になる。けだし、この項目に含まれる支出に対して、まず地方間の課税ベースを等しくしたうえで、地方

の裁量により、個々のサービスの規模を決定するのが望ましいと考えられるからである。これを前提として、さらに地方間でのコストの差異を考慮すれば、サービス・コストの均等化のための補助金も望まれるかもしれない。この場合の配分方式は、 $G_i = (X_i / \bar{X}) \bar{T} - T_i$ となる。以上のように、われわれは、補助金目的を整理し、これと実際の配分方式とを対応させることを提案したい。

第5節 む す び

上で観察したように、地域間の公平の観点から、日英の補助金制度を検討することは興味深い。英国では1980年法により、補助金関連支出および関連税率が明記され、補助金配分方式は、わが国の地方交付税の配分方式と類似してきた。地方のニーズの算定も、わが国と同様、多くの項目について、ニーズの指標に単位費用を乗じる積み上げ方式が用いられている。

日本の補助金制度のあり方を検討する際、英国の包括補助金(総合補助金)が参考になることは論を待たないが、われわれは地域間の公平の概念を具体化したうえで、それに対応する補助金配分方式を採る必要があることを提案した。この点について、Bennett (1982) にも示されているように¹⁰⁾、地方団体の裁量的支出と非裁量的支出の区別が有益であろう。われわれはこの点を考慮したうえで、日本の補助金配分方式を検討したわけである。そして、日本の補助金制度について、前節で述べたように、地方交付税および国庫支出金には複数の目的が混在しているように思われる。われわれは、それらを一定の(画一的)行政サービス水準を満たすための補助金と、地域の裁量的ニーズに対処するための地方団体への奨励的補助金に大別して、各々に対応する補助金配分方式を考察した。

ところで、日本の地方交付税、国庫支出金の現実の地域配分を都道府県についてみたものが〔表4〕である。

10) Bennett, R. J. (1982). Ch. 12.

表4 補助金の地域配分
昭和57年度(単位千円)

地域区分	1人当り 地方交付税	1人当り 国庫支出金	計
北海道	71	100	171
青森	101	102	203
岩手	104	104	208
宮城	52	64	116
秋田	105	101	206
山形	99	97	196
福島	68	88	156
茨城	42	56	98
栃木	45	58	103
群馬	41	64	105
埼玉	21	33	54
千葉	27	38	65
東京都	0	32	32
神奈川県	0	25	25
新潟	74	94	168
富山	78	82	160
石川	69	75	144
福井	93	110	203
山梨	95	117	212
長野	57	84	141
岐阜	56	60	116
静岡県	19	50	69
愛知県	0	34	34
三重	62	71	133
滋賀	58	64	122
京都	28	40	68
大阪	0	29	29
兵庫県	26	40	66
奈良	60	67	127
和歌山	83	82	165
鳥取	126	117	243
島根	132	137	269
岡山	55	66	121
広島	37	58	95
山口	69	72	141
徳島	110	99	209
香川	69	64	133
愛媛	70	72	142
高知	131	127	258
福岡	35	53	88
佐賀	97	109	206
長崎	87	103	190
熊本	79	92	171
大分	93	104	197
宮崎	98	106	204
鹿児島	91	111	202
沖縄	90	125	215
全国平均	66	78	144

資料：自治省(編)『地方財政統計
年報』昭和57年版より作成。

〔表4〕より、第1に、地方交付税と国庫支出金の実際の地域配分のパターンは類似しており、両者が共に大きい地域といずれもが小さな地域に大別でき、全体として、大都市圏よりは地方の県へ分配が行われていることがわかる。地方交付税および国庫支出金の算定は複雑であり、かつ行政費用を伴うものと推察されるが、結果としての両者の配分パターンが類似していることは、それらの算定の簡素化を検討する場合に参考になるであろう。そして、日本の補助金制度の方向として、われわれは地方交付税と国庫支出金の配分の対象となる地方の歳出を上目的にしたがって分類したうえで、その目的に合致する補助金制度を採用することを提案したい。

最後に、今後の課題として、第1に、補助金を受取る地方団体の行動に関する問題がある。つまり、英国において、補助金が得られることにより、地方団体の歳出が増加する場合、あるいは支出増ではなく、むしろ地方団体の税率を下げる場合があると考えられる。この点について、日本では全国的に標準税率および制

限税率が定められているため、補助金によって地方の税率が下がることは想定し難いが、補助金による地方団体ごとの支出増の程度を推計することは意義のあることであろう。第2に、日本の補助金の地域配分に関して、各地方団体のニーズや課税ベースの地理的分布を明らかにする作業がある。第3に、英国のレイト援助交付金の地理的分配効果に関して、この補助金の目的が地方団体の税率の均等化にあるにもかかわらず、1981年以降返って地方団体間の税率の格差が拡大したとの推察もあり¹¹⁾、この点については、数年間の時系列データの公表を待って検討すべき課題である。これらの問題については今後の課題としたい。

参 考 文 献

- [1] Bennett, R. J. (1980). *The Geography of Public Finance: Welfare under Fiscal Federalism and Local Government Finance*. London: Methuen & Co. Ltd.
- [2] Bennett, R. J. (1982). *Central Grants to Local Government: The political and economic impact of the Rate Support Grant in England and Wales*. Cambridge: Cambridge U. P.
- [3] Byrne, T. (1983). *Local Government in Britain*. Penguin Books, Ltd.
- [4] 林正寿 (1978) 「イギリスの地方財政——中央と地方との関係——」『経済と貿易』, 123号.
- [5] 林正寿 (1979年) 「財政調整の原理とイギリスの制度」『経済と貿易』, 127号.
- [7] 石弘光・長谷川正・泰邦昭・山下道子 (1983) 『受益と負担の地域別帰着と補助金の役割』経済企画庁経済研究所 研究シリーズ第39号.
- [6] Le Grand, J. (1975). 'Fiscal Equity and Central Government Grants to Local Authorities.' *The Economic Journal*, no. 85, September.
- [8] 石原信雄 (1984) 『地方財政調整制度論』ぎょうせい.
- [9] 高橋誠 (1978) 『現代イギリス地方行財政論』有斐閣.
- [10] Johns, G. and J. Stewart. (1983). *The Case for Local Government*. London: George Allen & Unwin.
- [11] 山下和久 (1981年) 「一般補助金と財政的公平」『経済研究』, 第27巻, 第2号.

11) Bennett, R. J. (1982). Ch. 7.

資 料

- [1] *Local Government, Planning and Land Act 1980: CHAPTER 65.* London : H. M. S. O.
- [2] *Rates: Proposals for rate limitation and reform of the rating system,* Department of the Environment Welsh office, H. M. S. O., 1983., Cmnd 98001.
- [3] *Financial Statistics* Central Statistical Office, H. M. S. O., 1984, no. 261.
- [4] 自治省(編)『地方財政統計年報』昭和57年度版.
- [5] 大蔵省主計局調査課(編)『財政統計』昭和59年度版.

(たひら まさのり・経済学部助教授/1985. 1. 28 受理)